秘密保持契約書

株式会社〇〇〇〇 (以下、「甲」という) と、株式会社△△△△ (以下、「乙」という。) は、甲が乙に委託する業務 (以下、「本件業務」という。) に関し、以下の通り秘密保持契約 (以下、「本契約」という。) を締結する。

# (目的)

本契約は、甲または乙が相手方に提供する、技術上および営業上の情報の取り扱いについて定めるものである。

# (秘密情報の定義)

1. 本契約における秘密情報とは、本件業務に関連して甲と乙の間で交換される情報のうち、開示元当事者 (以下、「開示者」という。) が、秘密である旨を事前または事後に明示して、情報の受領者（以下、「受領者」という。） に開示したものをいう。
2. 秘密情報には、以下の各号のいずれかに該当する情報が含まれる。
   1. 開示者が書面、口頭、映像装置による投影などの手段を通じて、受領者に開示した情報。
   2. 受領者が開示者の所有する設備あるいは装置の利用に際し知り得た、開示者の技術上または営業上の情報。
   3. 受領者が開示者から取得した秘密情報を利用することにより得られた、派生的な情報。 (秘密情報に該当するコンピュータソフトウェアの出力、実行時に得られたソフトウェアに関連する情報、および、リバースエンジニアリングの結果を含む。)
   4. 開示者が当該情報を保有しているという事実。
   5. 開示者が受領者に秘密である旨を明示したという事実。
3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報については、本契約における秘密情報とみなされないものとする。
   1. 開示者から開示を受けた時点で、すでに公知である情報。
   2. 開示者から開示を受けた時点で、受領者が既に保持していた情報。
   3. 開示者から開示を受けた後で、受領者の責に帰する事由によらず、公知となった情報。
   4. 受領者が本件業務に関係のない第三者より、守秘義務を伴わずに適法な手段で取得した情報。
   5. 受領者が開示者から得た情報とは無関係に、独自に保持するに至った情報。
4. 開示者は、開示後に秘密である旨を明示する場合、情報の開示の事実があった日から30日以内に相手方に書面 (電子媒体によるものを含む。) で通知しなければならない。満たされない場合には、当該情報は秘密情報とみなされないものとする。

# (秘密情報の管理における義務)

1. 受領者は、秘密情報が意図せず本件業務に関係のない第三者の知り得る状態にならないよう、取り扱いについて最善の注意を払い、これを管理するものとする。秘密情報が複製可能な場合においては、複製された情報についても、同様の管理を行うものとする。
2. 受領者は、開示者の書面 (電子媒体によるものを含む。) による事前の承諾がない限り、秘密情報を本件業務に関係のない第三者に対して開示してはならない。ただし、下記の各号に該当する場合は、この限りではない。
   1. 法令に基づいて資格を付与された、弁護士などの法務を取り扱う専門家に、本件業務を含む甲と乙の間の取引に関する対処を依頼する場合。
   2. 公的機関からの法令に基づく開示請求に応じる場合。
3. 受領者は、開示者の要求があったときは、開示者の指示に従い、すみやかに取得した秘密情報を返却、あるいは破棄、消去しなければならない。

# (目的外利用の禁止)

受領者は、開示者の書面 (電子媒体によるものを含む。) による事前の承諾がない限り、本件業務以外の目的に秘密情報を利用してはならない。

# (秘密情報に関する権利)

1. 秘密情報に関する権利は、情報の開示にかかわらず、権利者に帰属するものとする。
2. 開示者は、特に明示のない限り、開示の事実をもって、受領者が本件業務を遂行するうえで合理的な範囲において、受領者に秘密情報の利用を自動的に許諾するものとする。
3. 受領者が開示者による秘密情報に基づいて新たに得た成果物 (以下、「成果物」とする。) の無体財産権の帰属は、甲と乙の間の協議によって定めるものとする。
4. 開示者および受領者は、書面 (電子媒体によるものを含む。) による相手方との合意がない限り、第三者に対して成果物の無体財産権の行使を行ってはならない。
5. 開示者および受領者は、書面 (電子媒体によるものを含む。) による相手方との合意がない限り、成果物に関する特許の出願、申請または登録を行ってはならない。

# (権利義務の譲渡の禁止)

甲および乙は、相手方の書面 (電子媒体によるものを含む。) による事前の承諾がない限り、本契約により生じた権利および義務の全部または一部を、第三者に譲渡、承継させ、あるいは、担保に供してはならない。

# (損害の賠償)

甲または乙は、本契約に定める条項に関し、自己の責に帰すべき事由により相手方が損害を被った場合、その損害に対する賠償責任を負うものとする。

# (有効期間)

1. 本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。
2. 前項の規定にかかわらず、本契約の第7条 (損害の賠償)、第8条 (有効期間)、第9条 (契約に関する協議)、第10条 (準拠法および合意管轄) は、有効に存続するものとする。

# (契約に関する協議)

1. 本契約の修正は、甲と乙の間で書面 (電子媒体によるものを含む。) による合意に基づいて行うものとする。
2. 本契約に定めのない事柄、もしくは、本契約の各条項の解釈について疑義を生じた場合は、甲と乙は誠意をもって協議し、解決に努めるものとする。

# (準拠法および合意管轄)

1. 本契約は日本国法に準拠し、同法に従って解釈される。
2. 本契約に関して生じた甲と乙の間の紛争については、○○裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲および乙の記名押印のうえ、それぞれ各1通を保有する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

甲 〇〇県〇〇市〇〇  
 建物名  
 株式会社〇〇〇〇  
 代表取締役 〇〇〇〇

乙 △△県△△市△△  
 建物名  
 株式会社△△△△  
 代表取締役 △△△△